資料5

内閣官房成長戦略事務局及び人口戦略本部・
全世代型社会保障構築本部事務局

提出資料

日本成長戦略概要　～「強い経済」の構築による、強く豊かな日本列島の実現～

1．17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

リスクを最小化する危機管理投資・先端技術を花開かせる成長投資に徹底的にてこ入れ

（1）-① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資）

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供

（1）-② イノベーションを通じた成長（成長投資）

優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

（2） 成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

（3） 持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

（4） 「地域未来戦略」との連携

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ **17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに累計370兆円超**

2．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる。「地域未来戦略」の推進を後押し

①新技術立国・競争力強化、②スタートアップ、③金融を通じた潜在力の解放、④人材育成
⑤労働市場改革、⑥家事等の負担軽減、⑦賃上げ環境整備、⑧サイバーセキュリティ

3．未来への投資拡大の実現

緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

（1）『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み
②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象
③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資誘発効果の薄いものは柔軟に見直し

（2）官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

（3） PDCAメカニズムの構築

（4） 戦略的広報の抜本的強化

➡ **2040年度：国内民間設備投資額250兆円（官民目標）、日本成長戦略等の経済効果試算で名目GDPは1,100兆円に迫る**

「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」について①

１．法律案の概要

⑴　飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

○　令和９年４月１日から令和11年３月31日までの間、飲食料品に係る消費税率を0.78%（地方消費税と合わせて１%）とする（地方消費税減収額は地方特例交付金により補塡）。

○　実施のための所要の措置として、①本則課税事業者移行に係る届出の特例、②飲食料品の販売に係る簡易課税制度の特例、③中間申告制度の特例、④総額表示義務の特例、⑤定期供給契約による予約販売及び通信販売に関する税率の経過的取扱いを設ける。

⑵　就業者負担軽減支援金の支給

○　本支援金は、以下①～④の要件に該当する者を対象に、毎年１回支給する（令和11年度は、令和11年４月にも支給。）。

①勤労所得※1の額が政令で定める額超　　②合計所得金額が政令で定める額以下

③税・社会保険料負担額から公的年金等収入額を控除した額が政令で定める額超

④配偶者の合計所得金額が政令で定める額以下（令和9･10年度の支給を除く）

※1給与収入に応じて算定した額並びに一定額を超える事業所得及び業務に係る雑所得の合計額。

（注）これらの額は税制及び社会保険制度の状況、就業の促進等の効果、純負担率の状況等を考慮して定める。

○　支援額は、我が国・諸外国での純負担率の状況、本支援金による就業の促進等の効果を考慮して、前年所得額や19歳未満の居住扶養親族数（令和9･10年度は16歳未満の扶養親族数）※2に応じて政令で定める額とする。当分の間、社会保険料控除額も加味する※3。

※2こども加算関係、※3「年収の壁」に配慮した就業促進特例加算関係

○　公金受取口座の登録者には、市区町村長の職権による支給認定を可能とする。

○　本支援金の支給に要する費用は、３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県・市区町村がそれぞれ負担する（普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村に対して、当分の間、特別交付金を交付（令和9･10年度は、全ての市区町村に対して交付））。

「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」について②

１．法律案の概要

⑶　検討等

○　本支援金に関し、以下の検討規定を設ける。

・　金融所得等の勘案　　・　税額控除と給付を組み合わせて行う仕組みの導入
・　国・地方の役割分担の在り方等
・　本支援金の対象とならない者に対する必要な措置の在り方
・　第３号被保険者制度の見直し、被用者保険の適用拡大の更なる推進
・　医療・介護制度の改革をはじめとする社会保障制度・雇用制度の見直し
・　人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革

○　国は、支給事務効率化のためのシステム整備、広報活動・相談窓口整備等を行う。

○　財源は、特例公債に頼ることなく、歳出・歳入全般の見直しにより確保する。国・地方の役割分担を踏まえつつ、地方財政に支障が生じないよう措置する。

○　内閣府に本支援金担当の「租税･社会保険料負担に関する総合調整本部」を設置する。

等

２．施行日

令和９年４月１日

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
（飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要①）

○ 「中間とりまとめ」（令和８年７月29日社会保障国民会議）及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和８年８月５日閣議決定）に基づき、
- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入する。
- その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、２年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
- 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。

○ こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に２年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合（純負担率）を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

飲食料品に係る２年間の消費税率引下げ

- 期間　**令和９年４月１日から**令和11年３月31日までの**２年間**
- 対象範囲　**軽減税率の対象となっている飲食料品**
  ※１　税率１％の対象となる飲食料品の範囲は、税率８％時から変更はない
  ※２　税率８％の軽減税率が適用されている「週２回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外
- 税率　**１％**（国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計）

実施のための所要の措置

① 本則課税事業者に移行するための特例
- 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- **簡易課税のいわゆる２年縛りを解除する特例**を設ける。

② 簡易課税制度の特例
- 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

③ 総額表示義務の特例
- 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持**しつつ、総額表示に直ちに対応することが**困難な場合**、税率変更の前後の**最大各２か月間**、飲食料品は**８％又は１％での総額が表示されていればよい**こととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

④ 中間申告制度の特例
- **来年４月以降の中間申告について、新税率（１％）で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

⑤ 予約販売・通信販売の経過措置
- 定期供給契約による予約販売（例：１年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、**来年１月１日前に契約を締結**し、**来年４月１日前に対価を領収している**場合、**引下げ前の税率（８％）を適用して申告納税する経過措置**を設ける（通信販売についても、来年１月１日前に条件提示、来年４月１日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置）。

※ 令和９年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。

※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手する（支援金制度も同様）。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更に柔軟なシステムの普及促進を図る。

農林漁業者等への対応

- 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。
- **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。
- **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。
- これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
（飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要②）

就業者負担軽減支援金の支給

給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載

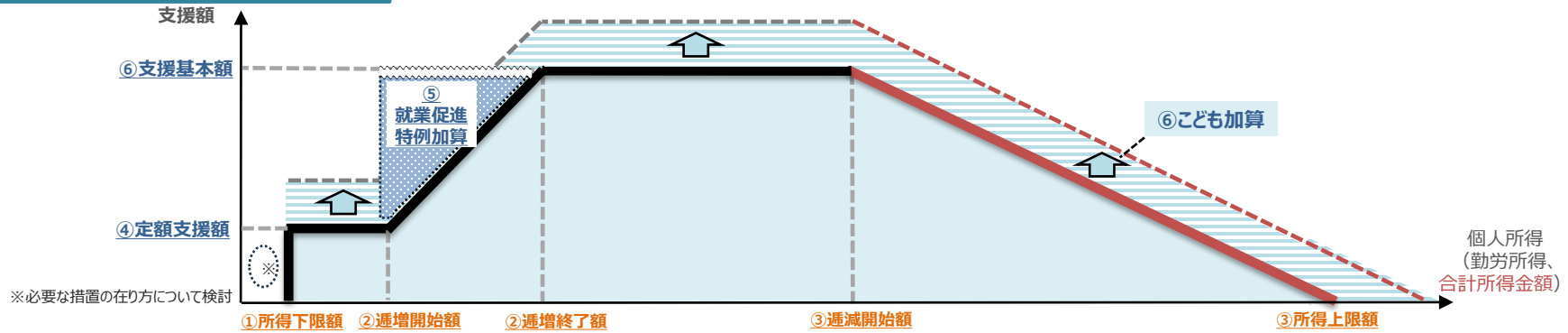

①所得下限額

（中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準）

険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に**課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス**等を勘案。

※「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得０円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）

- **事業所得・業務に係る雑所得**は、**就労とみなせる水準**として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

②逓増開始額／逓増終了額

（就業促進の観点から、支援額を逓増（より働けば支援額も増加）する範囲の基準）

- 逓増開始額は、**個人住民税所得割が課税される水準**を踏まえて定める。
  ※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
- 逓増終了額は、**被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果**等を考慮して定める。

③逓減開始額／所得上限額

（合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逓減・消失させるための合計所得金額の基準）

- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、**恒久財源の確保と併せて検討**し定める。
  - 我が国と諸外国の**純負担率及び純負担額の国際比較**
  - **諸外国の**類似制度において**支給対象となる勤労者の割合**　等
- 逓減開始額等は、**諸外国との純負担率の差、就業促進の効果**等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

④定額支援額

（非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逓増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。）

- 勤労所得が**逓増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮**して定める。その際、**飲食料品に係る消費税負担の軽減等が実施されることを踏まえる**。

⑤就業促進特例加算

（「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算）

- **要件は**①勤労所得が、**被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復**する水準
  ②**被用者保険の適用による社会保険料相当額**の支払い
- **加算額は**、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた**総合的なバランス等を勘案**して定める。

⑥支援基本額／こども加算

- **諸外国と我が国の純負担率の差**を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族＊の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。 ＊R9～10においては、16歳未満の扶養親族

配偶者所得上限額

（高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準）

- 配偶者の合計所得金額≦**配偶者所得上限額**（R11から適用）
  配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、**確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を**踏まえて定める。

純負担基準額

（一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とする上での基準）

- 純負担（税・社保負担額－公的年金等）＞**純負担基準額**を満たす者が対象
  純負担基準額は、所得下限額を超える**現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準**を踏まえて定める。

執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年１回支給（※）。**公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能**（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。 ※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年４月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和９年４月から導入する。
- 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案について
（飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（令和８年９月15日閣議決定）の概要③）

費用の負担等

1　**就業者負担軽減支援金の支給に要する費用**については、

（ｉ）中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること

（ⅱ）本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたこと

を踏まえ、その**３分の２以上を国が負担し、残余のうち２分の１ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担する**こととし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。

2　１の地方負担については、**地方財政計画の歳出に全額計上**するとともに、**一般財源総額を増額確保**する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、**地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入**する。

3　国は、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村（特別区を含む）に対して**、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、**当分の間、特別交付金を交付**する。

4　**令和９年度及び令和10年度においては**、３にかかわらず、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、**全ての市区町村に対して、当該市区町村における負担に相当する額について、特別交付金を交付**する。

5　**事務費やシステム改修等**に要する経費については、**制度導入に際して全額国費措置**としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

検討等

国による情報システムの整備等

1　国は、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる。**（支援額算定ツールの無償提供、給付支援サービスの国による一括契約・提供、国の情報システムの必要な機能拡充等）**

2　国として、分かりやすく**十分な周知広報**等を行うとともに、国による**コールセンターの設置**やウェブサイトで**自ら支援額を算定できる仕組み等を構築**する。

3　国は、公金受取口座登録者数を増加させるための措置を推進**（口座実在確認機能の実装、照会対応能力の強化）**する。

財源

1　**令和11年度以降の支援金制度の実施**に当たっては、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化その他の**歳出・歳入全般の見直し**により**恒久財源を確保する**。

2　**つなぎの財源**については、市場の信認を得られるよう、**特例公債に頼らず**、補助金・租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の**歳出・歳入全般の見直しにより確保する**。

3　**給付費に係る地方負担及び地方消費税の減収**について、政府は、**国と地方の役割分担**を踏まえつつ、**地方の財政運営に支障が生じないよう**、上記１及び２の取組を踏まえ、**財源の確保その他の適切な措置を講ずる**。

支援金制度に係る検討事項

1　**金融所得の勘案、利子所得・保有資産の勘案**の検討を行う。

2　将来にわたり給付のみと限定せず、**給付と税額控除を組み合わせて行う仕組み**の導入について、継続して検討を行う。

3　社会の構造変化等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、**国と地方の役割分担の在り方等**について、本制度の導入後速やかに、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。

4　**低所得の就業者、**疾病・障害等により**就業困難な者のうち支援金の対象とならないものに対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

5　**就業していない高齢者等に対する必要な措置**の在り方についての検討を行う。

6　**第３号被保険者制度の見直し及び被用者保険の適用拡大**の更なる推進の検討を行う。

7　医療介護制度改革を含む**社会保障制度・雇用制度の見直し**についての検討を行う。

8　**人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革**についての検討を行う。

経済財政諮問会議（令和８年５月２２日）における総理指示

（略）

○　社会保障について、意見交換を行いました。民間議員の皆様からは、今後も給付と負担の見直しに関する改革努力を継続し、制度の持続可能性確保に取り組む必要があること、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針を実現するため、マクロ的な社会保障負担率の目標について検討を進め、社会保障改革について、令和８年度中に改革の具体化と工程の明確化を図り、順次実施すべき、また、物価・賃金上昇を適切に反映し、必要なサービスを確保しつつ、持続可能な提供体制へ転換すべき、ＡＩなどのイノベーションを活用し、現場の負担軽減と生産性向上を一体的に進めるべき、健康増進、疾病予防、早期発見、受診勧奨、重症化予防を一体的に進める攻めの予防医療を推進すべき、といった御提案を頂きました。

○　この提案も踏まえ、全世代型社会保障改革担当大臣が中心となり、厚生労働大臣、財務大臣と連携しながら、社会保障負担率の目標の検討、真に公平な応能負担を実現する医療費窓口負担の見直しや、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現するための高齢者の定義の見直しといった、具体的な給付と負担の見直しの検討、それら改革項目の今年度中の具体化と工程の明確化、労働供給制約が強まる中でも必要な医療・介護サービスを確保するための提供体制の構築、医療・介護分野のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やＡＩ・ロボティクスの活用を通じた生産性向上とサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組み、強い経済と持続可能な財政、質の高い全世代型社会保障を同時に実現する社会保障改革を一層強化してください。